

○財務省告示第百九十九号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十九年六月二十二日に発行した利付国債の  
発行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十九年七月六日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号  
利付国庫債券（二十年）（第四百  
十二回、第四百四十六回、第四百  
十七回及び第四百五十一回）、利付  
国庫債券（三十年）（第二十六  
回、第二十七回、第二十八回、  
第三十回、第三十一回、第三十  
三回、第三十四回、第三十五回、  
第三十六回、第三十七回、第三  
十八回、第三十九回、第四十回、  
第四十一回、第四十二回、第四  
十三回、第四十四回、第四十五  
回、第四十六回、第五十回及び  
第五十二回）及び利付国庫債券  
（四十年）（第八回）

二 発行の根拠  
特別会計に関する法律（平成十  
九年法律第二十三号）第四十六  
条第一項

三 振替法の適用  
社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
利回り格差（第十七号に規定す  
る利回りに応募した者が加算す  
る数値をいう。次号において同

五 募入決定の  
 方 法  
 六 発 行 額  
 七 払 込 金 額  
 八 最 低 額 面 金  
 九 振 替 単 位  
 十 一 発 行 行 価 格 日  
 十 二 利 率  
 十 三 経 過 利 子 率  
 の 払 込 み

じ。を競争に付して行われる入  
 札に よる 発行 利率 差 の 小  
 各 申 込 み の うち 利 回 り 格 差  
 さ い も の か ら そ の 応 募 額 を 順 次  
 割 り 当 て る 。 四 千 九 百 八 十 九 億 円  
 額 面 金 額 で 四 千 九 百 八 十 九 億 円  
 六 千 二 百 八 十 九 億 九 千 九 百 六 十 万 円  
 五 万 円  
 振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿  
 の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金  
 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と  
 す る 。 十 九 年 六 月 二 十 二 日  
 平 成 二 十 九 年 六 月 二 十 二 日  
 発 行 対 象 国 債 ごと に 面 金 額  
 百 円 に つ き 、 次 の 算 式 に よ り 算  
 出 し た 金 額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left( \frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

(別表のとおり)  
 募入決定の通知を受けた者は、  
 払込金額に追加額を払込期日に  
 払い出すものとす。払込期日に  
 い 込 む も の と す る 。  
 各 額 面 金 額 の 金 利 前 子  
 各 額 面 金 額 の 金 利 前 子  
 100 × 各 日 の 発行 日 か 第 十 号 日  
 支 規 定 利 子 支 払 期 日 が 発 行 日  
 の 日 数

利付国庫債券 (二十年) (第四百十二回)	名称及び記号	利率(年)	償還期限	発行金額 (額面金額)
		一・八%	平成二十四年四月十二日	二百七億円

(別表)

十四	利子	第十号に規定する発行日後の各
十五	償還期限	と、発行対象国の支払期において、次の
十六	償還金額	算式により算出した金額を支払
十七	入札の基	う。ただし、支払は、その翌営業
十八	元利金支	日に支払う(償還期限に
十九	入札参加	同日に支払う(償還期限に
二十	払込期日	同。)
	元利金支	この表の利率は、 $100 \times 1 / 2$
	入札参加	協会の発表した店頭売買
	入札参加	参考統計表に掲載された平均
	入札参加	値の単利回り(平成十九年
	入札参加	六月二十日午前九時以前に訂
	入札参加	された場合、訂正後の当該
	入札参加	日本銀行(と)とする。
	入札参加	財務大臣から通知を受けた者
	入札参加	平成二十九年六月二十二日

（利付第三十年国库五回券）	（利付第三十年国库四回券）	（利付第三十年国库三回券）	（利付第三十年国库一回券）	（利付第三十年国库回券）	（利付第二十年国库八回券）	（利付第二十年国库七回券）	（利付第二十年国库六回券）	（利付第二十年国库五回券）	（利付第二十年国库四回券）	（利付第二十年国库三回券）
二・〇%	二・二%	二・〇%	二・二%	二・三%	二・五%	二・五%	二・四%	一・二%	一・六%	一・七%
日年平 九成 月五 二十 十三	日年平 三成 月五 二十 十三	日年平 九成 月五 二十 十二	日年平 九成 月五 二十 十一	日年平 三成 月五 二十 十一	三平 月成 二五 十日 年	日年平 九成 月四 二十 十九	日年平 三成 月四 二十 十九	十年平 日十 成二 四月 十二 十六	十年平 日十 成二 四月 十二 十五	日年平 九成 月四 二十 十五
億六 百六 十八	円百 三十九 億	億二 百六 十四	五億 円	三億 円	二十 億 円	五十 億 円	七十 五億 円	九十 八億 円	五十 億 円	十億 円

（（利 第三付 五十年 回）債 券）	（（利 第三付 四十年 回）債 券）	（（利 第三付 四十年 回）債 券）	（（利 第三付 四十年 回）債 券）	（（利 第三付 四十年 回）債 券）	（（利 第三付 四十年 回）債 券）	（（利 第三付 四十年 回）債 券）	（（利 第三付 四十年 回）債 券）	（（利 第三付 三十年 回）債 券）	（（利 第三付 三十年 回）債 券）	（（利 第三付 三十年 回）債 券）	（（利 第三付 三十年 回）債 券）
○ ・ 八 %	一 ・ 五 %	一 ・ 五 %	一 ・ 七 %	一 ・ 七 %	一 ・ 七 %	一 ・ 七 %	一 ・ 八 %	一 ・ 九 %	一 ・ 八 %	一 ・ 九 %	二 ・ 〇 %
日年平 三成 月五 二十八	日年平 三成 月五 二十七	十年平 日十成 月二五 月十六 二十六	日年平 九成 月五 二十六	日年平 六成 月五 二十六	日年平 三成 月五 二十六	十年平 日十成 月二五 月十五 二十五	日年平 九成 月五 二十五	日年平 六成 月五 二十五	日年平 三成 月五 二十五	日年平 九成 月五 二十四	日年平 三成 月五 二十四
円百 九十二 億	三十五 億円	十億 円	六十億 円	十六億 円	六十四 億円	十億 円	百億 円	円百 七十一 億	億三 円百六 十一	億七 円百五 十九	二千 億五百 二十

(利付 第三回 国庫債 券)	(利付 第五回 国庫債 券)
一 ・ 四 %	○ ・ 五 %
平 年 三 成 六 月 二 十 七 日	平 年 九 成 五 月 二 十 八 日
五 億 円	九 十 五 億 円